

和歌山県飲用井戸等衛生対策要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県（和歌山市を除く。）における水道法（昭和32年法律第177号）等の規制を受けない一般飲用井戸、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道（以下「飲用井戸等」という。）の適正管理、水質に関する定期的な検査及び汚染時における措置を定めることにより、飲用井戸等の水質に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(基本方針)

第2条 飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸等の衛生確保を自らの責任において実施するものとする。

2 県及び市町村は、協力して飲用井戸等の管理における衛生確保が図れるよう設置者等に対し、適正な指導及び助言を行うものとする。

(対象施設)

第3条 この要領において対象とする飲用井戸等は、次に掲げる施設のいずれかであって、水道法（対象：水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象：特定建築物）等の適用を受けないものとする。

(1) 一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）とする。

(2) 業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等及びキャンプ場等人の集まる施設に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）とする。

(3) 小規模貯水槽水道

水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設で、受水槽の有効容量の合計が10m³以下のものとする。

(実態の把握)

第4条 県及び市町村は、飲用井戸等の管理における衛生確保が図れるよう設置者等に対し、適正な指導及び助言を行うため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集及び整理し、飲用井戸等の設置者等及び使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

(飲用井戸等の管理、水質検査)

第5条 県及び市町村は、飲用井戸等の衛生の確保を図るため、設置者等に対し、次に掲げる基準に従い飲用井戸等を管理するよう指導に努めるものとする。

(1) 飲用井戸等の管理

ア 設置者等は、みだりに人畜が飲用井戸等及びその周辺に立ち入って水が汚染さ

れるのを防止するため、必要に応じ当該飲用井戸等に鍵をかけ、柵を設ける等適切な措置を講ずること。

イ 設置者等は、飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等）及び井戸周辺の清潔保持等について定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

ウ 設置者等は、飲用井戸等を新たに設置するにあたっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

（２） 飲用井戸等の水質検査

ア 給水開始前の検査

設置者等は、飲用井戸等（小規模貯水槽水道を除く。）の給水を開始する前に、水道法第４条の規定に基づき定められた水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上覧に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）に準じた検査を行い、これに適合することを確認すること。ただし、次の場合には検査項目を省略できる。

（ア）消毒を行っていない場合又は周辺の地下水等から消毒副生成物が検出されていない場合におけるクロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒドの検査項目

（イ）湖沼等水が停滞しやすい表流水を水源としていない場合における、ジェオスミン及び２-メチルイソボルネオールの検査項目

イ 定期の検査

一般飲用井戸（設置者が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）、業務用飲用井戸及び小規模貯水槽水道にあつては、次に掲げる水質検査を毎年１回以上行うものとするが、これ以外のものにあつても毎年１回以上行うことが望ましい。

（ア）一般飲用井戸及び業務用飲用井戸にあつては、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質状況等から判断して必要となる事項に関する水質検査

（イ）小規模貯水槽水道にあつては、給水栓における水の色、臭い、味、色度、濁度に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質検査

ウ 臨時の検査

設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めたととき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査を行うこと。

エ 水質検査機関

設置者等は、飲用井戸等の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第２０条第３項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で行うものとする。

オ 水質検査結果の保存期間

設置者等は、水質検査結果を行ったときは、5年間保存すること。

(3) 汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに保健所または市町村へ連絡し指示を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく基準を超える汚染が判明した場合には、保健所または市町村へ連絡し、指示を受けること。

(汚染された飲用井戸等への対策)

第6条 県及び市町村は、飲用井戸等の設置者等から水質汚染に係る連絡を受けたとき及びその飲用井戸等の汚染を発見したときはその内容を調査するとともに、状況に応じて次に掲げる措置を講じるよう設置者等を指導するものとする。

- (1) 飲用の停止
- (2) 給水の停止
- (3) 水道への切替え
- (4) 水源の変更
- (5) その他必要な措置

2 前項の場合において、県及び市町村は、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンその他有害物質による汚染が判明した場合には、関係部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月17日から施行する。